

事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの  
基準・考え方について

- ① 観光を主たる目的としていること
- ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること等を社会通念上の観点も含めて総合的に判断。

＜対象外となる商品の例＞

- ・ 通常の宿泊料金（1万円程度）を著しく超える、館内のルームサービス、食事等でいつでも利用できるホテルクレジット（3万円程度）付宿泊プラン
- ・ 通常の宿泊料金（5千円程度）を著しく超える商品（3万円程度）付きの宿泊プラン
- ・ ヨガライセンス講習（4泊5日20万円～）、英会話講習付き宿泊プラン（2泊3日2万8千円）、ダイビング免許付き宿泊プラン（5～10万円）

- また、事業開始時においては、観光・ビジネスの別を問わず、人の動きが激減していたことから、ビジネスを目的とした旅行についても支援の対象としておりましたが、人の動きが回復してきている中、更なる観光需要の喚起の観点から、ビジネスを目的とした旅行については本事業の利用を極力制限させていただくべく、法人の出張手配を目的とした予約サイトにおける割引の適用除外など、利用を制限するための措置を講じることとします。
- 既にこれらの旅行商品を予約している場合については、利用者、事業者への影響も考慮し、引き続き支援の対象とし、今後販売する場合については、利用者・事業者への一定の周知期間が必要であることに鑑み、11月6日（金）の予約・販売分より支援の対象外とします。
- なお、支援対象外の部分と旅行代金（宿泊・交通費）を明確に区分して販売するものについては、当該旅行代金のみ、本事業の支援の対象になります。